

# 第 16 回総会議事録

<開催日> 令和6年11月6日（水曜）

<開催場所> 木更津市農業協同組合 本店 大会議室

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第271号～報告第294号

農地法第3条の3届出

8件

農地法第4条届出

3件

農地法第5条届出

13件

日程第3 報告第295号～報告第300号 農地の転用事実等に関する照会

6件

日程第4 報告第301号～報告307号 農地法第18条第6項等通知

7件

日程第5 報告第308号 木更津市農業振興推進委員の推薦について

1件

日程第6 議案第123号～議案第127号 農地法第3条許可申請

5件

日程第7 議案第128号～議案第134号 農地法第5条許可申請

5件

日程第8 議案第135号～議案第141号 農地法第5条の規定による許可後の  
計画変更申請

7件

<出席委員>

|              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1 番 小倉 和     | 2 番 露 嵯 伸哉    | 3 番 礪 貝 正一   |
| 4 番 地 曳 昭裕   | 5 番 鈴 木 康裕    | 6 番 鳶 野 知明   |
| 7 番 村 田 正明   | 8 番 村 上 常雄    | 9 番 関 和 美    |
| 1 0 番 桐 谷 勝美 | 1 1 番 鈴 木 修一郎 | 1 2 番 和 田 倉吉 |
| 1 3 番 金 子 一夫 | 1 4 番 宮 沢 伸子  | 1 5 番 礪 貝 徳三 |
| 1 6 番 石 渡 和美 | 1 7 番 齋 藤 洋一  | 1 8 番 杉 山 孝  |

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

|            |          |            |
|------------|----------|------------|
| 事務局長 山口 裕之 | 主査 岡部 哲朗 | 主任主事 伊藤 優市 |
|------------|----------|------------|

<午後 3 時 3 0 分開会>

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。  
ただ今から、第16回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。  
それでは、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席7番村田正明委員と、議席17番齋藤洋一委員を指名いたします。

書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。

次に、日程第2から第5まで、報告第271号から報告第308号まで、3ページから13ページまでの38案件につきまして、事務局から報告を求めます。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

日程第2 報告第271号から報告第294号までについて、まず農地法第3条の3の届出が8件ありまして、全て相続によるものです。次に農地法第4条の届出が3件ありまして、全て住宅関係への転用の届出でした。最後に農地法第5条の届出が13件ありまして、そのうち8件が住宅関係、2件が駐車場用地、3件が店舗建築用地への転用の届出でした。

次に、日程第3 報告第295号から報告第300号までについて、農地の転用事実等に関する照会6件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。

次に、日程第4 報告第301号から報告第307号までについて、農地法第18条第6項等の通知7件ですが、農地法に係る解約が1件、基盤強化法に係る解約が6件でした。

次に、日程第5 報告第308号、木更津市農業振興推進委員会委員の推薦について、報告いたします。

平成25年3月に策定された「木更津市農業振興総合計画」について、令和6年度から10年度までにおいて第3次木更津市農業振興計画が策定されました。

計画に伴い木更津市農業振興推進委員会が組織されており、現委員の委嘱期間が令和6年11月30日で満了することから、木更津市長から同委員会設置要綱に基づき、引き続き農業委員会から農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を求められたものであります。

このため、農業委員から現委員である石渡委員を、農地利用最適化推進委員から現委員である宮崎委員を引き続き推薦しましたので、報告いたします。

任期につきましては、報告に記載のとおり令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間です。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に日程第6 議案第123号から第127号まで、14ページの、農地法第3条の許可申請5案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第123号から127号まで、農地法第3条許可申請5案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第123号ですが、申請箇所は、3条位置図1の高柳地先の農地です。  
農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第124号ですが、申請箇所は、3条位置図2の有吉地先の農地です。  
農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第125号ですが、申請箇所は、3条位置図3の有吉地先の農地です。  
農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | <p>次に、議案第１２６号ですが、申請箇所は、３条位置図４の十日市場地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。</p> <p>次に、議案第１２７号ですが、申請箇所は、３条位置図５の矢那地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長   | 次に、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 地曳委員 | <p>議案第１２３号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２５０日で、４３，３４３㎡の農地を家族３人で耕作しております。</p> <p>農業機械はトラクター・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。</p> <p>以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長   | 続いて、議案第１２４号及び第１２５号について、地区担当員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 杉山委員 | <p>議案第１２４号についてと調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２５０日で、１１，９９０㎡の農地を耕作しております。</p> <p>農業機械はコンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。</p> <p>以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>続いて、議案第１２５号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２５０日で、１１，９９０㎡の農地を耕作しております。</p> <p>農業機械はコンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。</p> <p>以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長   | 続いて、議案第１２６号について、齋藤委員お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 齋藤委員 | <p>議案第１２６号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

齋藤委員

譲受人は現在■■■歳、農業従事日数は年間約300日で、5,561㎡の農地を家族1人で耕作しております。

農業機械はコンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

議長

続いて、議案第127号について、村上委員お願いします。

村上委員

続いて、議案第127号について調査をしまいいりましたので、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■■歳、農業従事日数は年間約170日で、9,069㎡の農地を家族1人で耕作しております。

農業機械はトラクター・草刈機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は畑でほうれん草を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

鈴木修一郎委員

議案第124号及び議案第125号ですが、配布された議案書によるといずれも贈与による所有権移転とありますが先ほどの事務局説明では売買による所有権移転との説明がございました。どちらになるのでしょうか。

事務局

贈与によるものですので、説明を訂正いたします。

議長

その他、ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。

議案第123号から第127号までの5案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には■■■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席をお願いします。

《 ■■■■委員 退席 》

それでは採決いたします。

議案第123号から第127号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、第123号から第127号までの5案件は、許可と決定いたします。

議長

それでは、退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

次に、日程第7、議案第128号から第134号まで、15ページの農地法第5条の許可申請7案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第128号から第134号までの農地法第5条許可申請7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第128号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-1の高柳地先の農地です。

申請目的は、資材置場の建築のため転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の額は約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年6月末日を完了予定としております。

最後に、他法令の関係ですが、埋め立てに係る事前協議票なども添付されており、問題ないものと思われま

次に、議案第129号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-2の高柳地先の農地です。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年12月30日を完了予定としております。

最後に、他法令の関係ですが、開発行為に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第130号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3高柳地先の農地です。

申請目的は、資材置場兼駐車場の設置で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年1月15日を完了予定としております。

最後に、他法令の関係ですが、法定外公共物工事施行に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第131号及び132号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5真里地先の農地です。

申請目的は、進入経路の設置で、一時転用を伴う賃借権設定の許可申請です。

農地区分については、農振農用地と判断しました。

事務局

農振農用地では原則転用が制限されますが、本件は仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため例外規定に該当するものです。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■円となっており、自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はおりません。

事業完了予定ですが、令和7年2月28日を完了予定としております。

最後に、他法令の関係ですが、法定外公共物工事施行に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第133号及び134号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5真里地先の農地です。

申請目的は、進入経路の設置で、一時転用を伴う賃借権設定の許可申請です。

農地区分については、第1種農地と判断しました。

第1種用地では原則転用が制限されますが、本件は仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業であるため例外規定に該当するものです。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■円となっており、自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はおりません。

事業完了予定ですが、令和7年2月28日を完了予定としております。

最後に、他法令の関係ですが、法定外公共物工事施行に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第128号から第130号までについて、議員正一委員をお願いします。

議員正一委員

議案第128号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、30cm程度盛り土を行いますが、安定勾配をとり周囲をネットフェンスで囲むため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により、汚水は発生しないため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

続いて、129号について、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに新設する北側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がない

議員正一委員

ため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、130号について、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、碎石により埋め立てをし、整地を行ったうえで安定勾配をとるため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理し、汚水は発生しないため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第131号から第134号までについて、金子委員お願いします。

金子委員

議案第131号及び第132号について、申請地の調査をしまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、地質分析証明がなされた盛り土は行いますが、鉄板及び土木シートを敷くため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理を行い、汚水は発生しないため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第133号及び第134号について、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、地質分析証明がなされた盛り土は行いますが、鉄板及び土木シートを敷くため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理を行い、汚水は発生しないため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長      | <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 鈴木修一郎委員 | <p>議案第128号について、国道沿いにあり周辺農地の広がりもなさそうなので第3種農地にもみえますが、第2種農地でよろしいのですよね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局     | <p>第2種農地と判断しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 鈴木修一郎委員 | <p>わかりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長      | <p>他にご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。</p> <p>議案第128号から第134号までの7案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>〈 異議無しの声 〉</p> <p>ご異議も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第128号から第134号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>〈 挙 手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第128号から第134号までの7案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第135号から第141号まで、16ページの農地法第5条の規定による 許可後の計画変更申請7案件について、議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局     | <p>議案第135号から第141号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、ご説明いたします。</p> <p>申請箇所は、プロジェクターのとおり中里地先の農地になります。</p> <p>今回の変更理由は、転用期間の延長です。</p> <p>当初、令和6年11月30日までに完了する予定であったものが、都市計画法の許可及び工事の遅延があり、工期が遅れたため、完了を令和7年2月28日まで延長するものです。</p> <p>なお、建物の数や工事の方法などの内容は当初の許可から変更はありません。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>                                                                                                    |
| 議長      | <p>次に、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 地曳委員    | <p>議案第135号から第141号までについて、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、令和4年12月総会にて許可相当となった案件となります。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障についてという点では、以前の総会時の説明と同様に転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>                                                                                                                        |
| 議長      | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第135号から第141号までについて、承認に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第135号から第141号までについては、承認相当として、知事に意見書を送付いたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第16回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時48分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月6日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 齋藤 洋一

村田 正明